（法第三十六条第一項の規定による公募に係る民間事業者に関する情報の整理及び公表）

第三十二条　市町村は、都道府県に対し、法第三十六条第一項の規定による公募に応募した民間事業者の中から、同条第二項の規定に基づき都道府県が公表する民間事業者にふさわしい者を推薦することができるものとする。

2　法第三十六条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（法第三十六条第一項の規定による公募に係る民間事業者の選定）

第三十三条　市町村は、法第三十六条第三項の規定により民間事業者を選定するときには、同条第二項の規定により公表されている民間事業者に対し、法第三十五条第二項第四号から第八号までに掲げる事項について提案を求めるものとする。

2・3　（略）

（集約化構想の基準）

第三十七条　法第四十三条第五項第二号の農林水産省令で定める基準は、当該集約化構想に定められている同条第三項第一号に掲げる一の森林につき同項第二号に掲げる適合事業者が一に限り定められていることとする。

（集約化構想の軽微な変更）

第三十八条　法第四十三条第七項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二　個人である法第四十六条に規定する構想適合事業者がその経営組織を変更してその者又はその者の営む事業に従事する者を主たる組合員、社員又は株主とする法人となったことに伴う変更

三　前二号に掲げるもののほか、集約化構想に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

（集約化構想の案の公告）

第三十九条　法第四十三条第八項の規定による公告は、集約化構想を定め、又はこれを変更する旨及び当該集約化構想の案について、市町村等の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（集約化構想の公告）

第四十条　前条の規定は、法第四十三条第九項の規定による公告について準用する。

（法第四十四条第一項の規定による民間事業者の公募）

第四十一条　法第四十四条第一項の規定による公募は、毎年一回以上定期的に、当該公募の開始の日から三十日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（法第四十四条第一項の規定による公募に係る民間事業者に関する情報の整理及び公表）

第四十二条　市町村は、都道府県に対し、法第四十四条第一項の規定による公募に応募した民間事業者の中から、同条第二項の規定に基づき都道府県が公表する民間事業者にふさわしい者を推薦することができるものとする。

2　法第四十四条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（民間事業者に関する情報の整理及び公表）

第三十二条　市町村は、都道府県に対し、法第三十六条第一項の規定により応募した民間事業者の中から、同条第二項の規定に基づき都道府県が公表する民間事業者にふさわしい者を推薦することができるものとする。

2　法第三十六条第二項の規定による公表は、インターネットその他の適切な方法により行うものとする。

（民間事業者の選定）

第三十三条　市町村は、法第三十六条第三項の規定により民間事業者を選定するときには、法第三十六条第二項の規定により公表されている民間事業者に対し、法第三十五条第二項第四号から第八号までの事項について提案を求めるものとする。

2・3　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）